

臨時株主総会

臨時株主総会参考書類<別冊>

第1号議案 株式会社第三銀行との株式移転計画承認の件

1. 第三銀行の最終事業年度
(平成29年3月期)に係る
計算書類等の内容 …………… 1
(招集ご通知P.55「**5** 第三銀行に関する事項」)
2. 新株予約権の内容 …………… 34
(招集ご通知P.6～P.11「株式移転計画書(写)」
及びP.54「**4** 会社法第773条第1項第9号及
び第10号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項」の別紙3～別紙4)

株式会社 三重銀行

証券コード：8374

第三銀行の最終事業年度（平成29年3月期）に係る計算書類等の内容

第108期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(主要な事業内容)

当行は、本店のほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務などを中心に、高度化・多様化するお客様のニーズに応えることにより、地域金融機関として地域社会に奉仕し、お客様に信頼され、親しまれる銀行になることを目指しております。

(経済金融情勢)

当期の国内経済は、公的需要の進捗が下支えとなる中、緩和的な金融環境の下で住宅投資が増加し、後半にかけては輸出が回復したことから、景気は緩やかに回復しました。

需要項目別にみると外需は、前半は円高の影響などから輸出が伸び悩みましたが、後半は世界経済の回復を背景に、電子部品や自動車の輸出が上向いたことから持ち直しました。

内需をみると、住宅建設は、アパート建築が増加したことから貸家が全体をけん引し、増加基調で推移しました。また公共投資は、平成27年度補正予算や、平成28年度予算が前倒しで執行されたことから、特に前半は緩やかな増加が続きました。一方で、個人消費は、消費者の節約志向が根強く、またインバウンド消費の勢いが鈍化したことから、弱い動きが続きました。

このような情勢のもと、鉱工業生産は、前半は昨年4月に発生した熊本地震の影響などもあり、足踏みがみられましたが、後半は海外市場での需要が伸びたことも追い風となり、回復が続きました。雇用情勢は、完全失業率が3%台前半の低い水準で推移したほか、有効求人倍率も改善傾向で推移しましたが、一方で、人手不足が深刻化しました。

物価動向については、国内企業物価は、前年同月比マイナスが続きましたが、原油価格の復調と円安による輸入物価の押し上げから、1月プラスに転じました。消費者物価（生鮮食品を除く）も同じく前年同月比マイナスが続きましたが、1月プラスに転じました。

なお、三重県内の鉱工業生産は、持ち直しの動きがみられました。雇用情勢は、有効求人倍率が全国水準を上回って推移するなど、改善しました。

金融情勢については、昨年9月に日銀は、金融緩和強化のための新たな枠組みとして「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入を決めました。一方、景気回復が続く米国のFRBは昨年12月、1年ぶりの政策金利引き上げを決定し、3月には、さらに利上げを行いました。このような状況のもと、国内無担保コール翌日物金利はマイナス金利で推移しました。長期金利（新発10年物国債利回り）については、前半は日銀の大量国債購入による需給面での下支えと、マイナス金利政策の効果もありマイナス圏での動きに終始しましたが、後半はトランプ新米大統領の財政拡大路線への思惑から、米

長期金利が上昇したことなどを背景にプラス圏に入りました。

円相場（対米ドル相場）は、前半は昨年6月英国のEU離脱が決定した影響から一時99円をつけるなど、円高基調で推移しましたが、後半は日米金利差拡大から円安ドル高が進行し、期末にかけては111円前後で推移しました。

（当行の業績）

このような経営環境のもと、株主の皆様をはじめお客様のご支援をいただきながら、役職員一同総力を結集して業績の向上と確固たる経営基盤の拡充に努めました結果、次のような業績となりました。

預金につきましては、期中85億円増加し、期末残高は1兆7,970億円となりました。貸出金につきましては、期中108億円増加し、期末残高は1兆2,601億円となりました。有価証券につきましては、期中183億円減少し、期末残高は5,903億円となりました。

損益状況につきましては、マイナス金利政策を背景に資金運用収益の減少が大きく、経費削減に努めるとともに、有価証券関係損益の増加を図りましたが、経常利益は前期比5億82百万円減少し53億44百万円となり、当期純利益は前期比4億68百万円減少し32億12百万円となりました。

店舗につきましては、期中の異動はなく、期末の店舗数は98店舗（うち出張所3か店）となっておりますが、昨年7月に津駅西支店をリニューアルいたしました。また、店舗外現金自動設備につきましては、「大矢知支店 マックスバリュ山城店出張所」を新設する一方、「名張支店 パークシティなばり出張所」ほか2か所を廃止した結果、期末設置箇所数は124か所となっております。

顧客サービス面につきましては、平田駅前支店と徳重支店に設置しております資産運用相談、ローン相談、保険相談の総合窓口である「暮らしのコンサル広場」の営業時間を平日・休日とも拡大し、お客さまの多様なニーズへの対応を通じて、よりきめ細やかなサービスの提供に努めております。

商品面につきましては、幅広い資金運用ニーズにお応えするため、二重通貨定期預金「二刀流」および単位型投資信託「花菖蒲」など商品ラインナップを拡充するとともに、投資信託購入時手数料の無料化（ノーロード）キャンペーンを実施いたしました。さらに、冬のボーナスキャンペーンに合わせて、「お伊勢さん菓子博2017」をPRするため「いせわんこ定期」を発売するとともに、お子さまのお年玉用口座開設キャンペーンとして特別金利を付したお年玉定期「未来日記」を取扱いました。また、様々なライフステージでご利用いただいておりますローン商品である、カードローン「SUN」、教育ローン「青春時代」、マイカーローン「速〜い」のご利用限度額の引き上げ等により利便性を高めたほか、創業を計画している事業者の方にもご利用いただける「ビジネスローンS」の取扱いを開始いたしました。

CSRの面につきましては、当行がお客さまから受け取る手数料の一部をもとに、地域の学校や福祉施設、医療施設等に寄贈することで地域経済の発展に寄与することを目的とした、さんぎんCSR私募債「地域とともに」の取扱いを開始いたしました。また、これまでの三重県内12市町に加え、新たに3市（桑名市、尾鷲市、奈良県桜井市）との間で高齢者支援事業等に関する協定を締結し、行政・地域と一体となった取組みを進めております。さらに、熊野古道の保全を通じて地域社会の発展に寄与する目的で発売しております「熊野古道定期」を引き続き取扱い、お預け入れ残高に応じた寄付金

(100万円、今回で12回目)を三重県に贈呈いたしました。そのほか、少子化対策子育て応援の一環として「子ども応援隊育成事業」への参画や「インターンシップ」「中学生職場体験」を通じた、子ども・若者のキャリア形成の支援等の推進活動が認められ、平成28年度「子供と家族・若者応援団表彰」の「子育て・家族支援部門」において、内閣総理大臣表彰を受賞いたしました。

地域密着型金融に向けた取組につきましては、事業性評価に基づく融資や経営者保証に関するガイドラインの活用に積極的に取組み、地域の中小企業等のお客さまへの円滑な資金供給に努めるとともに、創業・新事業開拓支援、経営相談、早期事業再生支援、事業承継支援など最適なソリューションの提供に取組んでまいりました。また、国や各自治体が掲げる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する情報を共有し、「地方創生」で地域金融機関に期待されるサポートの一環として、「さんざん成長事業応援投資事業有限責任組合」を設立し成長事業を応援するとともに、地方創生、地域産業・経済の発展に資する事業に取組む中小事業等のお客さまがご利用いただける地域産業資源活用ファンド「チャージ」の取扱いを開始いたしました。そのほか、空き家対策に対応するための「空き家活用ローン」や移住者促進を図るための「移住者向け住宅ローン」の取扱いを開始いたしました。

また、平成29年2月28日開催の取締役会において、株式会社三重銀行との間で、持株会社設立による経営統合に向け協議・検討を進めていくことについて基本合意することを決議し、基本合意書を締結いたしました。

(当行が対処すべき課題)

地域経済は、少子高齢化や人口減少が進みつつあり、経済規模の縮小や地域間格差の拡大が懸念されております。また、日本銀行の新たな金融政策の枠組みとして「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入により、長期金利は引き続き低位で推移していることに加え、金融機関間の競争がますます激化するなど、私どもも地域金融機関を取り巻く経営環境は、一段と厳しさを増しております。

こうした中、当行では、最終年度を迎えた「新世紀第2次中期経営計画“ジャンプ アップ!”～お客様とともに～飛躍のステージver.2」において、収益力の強化を最大のテーマと位置づけしたうえで、ビジョンとして「ネットワークで地域の未来を切り拓く銀行」を掲げ、当行の有する店舗ネットワーク、人的ネットワーク、情報ネットワークなど、あらゆるネットワークを各地域の商流に活用することにより、地域の皆様の成長・発展をサポートし、地域経済の発展に貢献することを目指しております。

具体的には、新たに再編した営業本部の体制のもと、地域の市場特性等を踏まえたきめ細かい地域別営業戦略を策定・推進するとともに、本部・営業店間の緊密な連携を通じて、様々なライフステージにある中小規模事業者等の皆様の事業内容や成長可能性などを適切に評価（事業性評価）したうえで、これらを踏まえたソリューション営業の推進など、コンサルティング機能を最大限発揮することにより、より密接で安定的な取引基盤の確立・強化を図ってまいります。

加えて、企業ニーズ等の収集・蓄積を行い、当行のネットワークに流れる情報の質と量の向上を図ることで、お客さまの販路拡大など本業支援に係る取組強化を通じて、地域経済の発展に貢献してまいります。

地域の個人のお客さまに対しては、営業チャネルやサービス内容をさらに拡充し、ライフサイクルに応じた様々なニーズに的確に対応してまいります。

さらに、本部人員の見直しや業務の合理化による営業人員の創出など、業務プロセス改革（BPR）の積極的な推進により、経営リソースの再配分を実施してまいります。

こうした取組みにより、銀行全体の営業力をさらに底上げすることで収益力を強化し、「新世紀第2次中期経営計画」のビジョンである「ネットワークで地域の未来を切り拓く銀行」の着実な実現を図ってまいります。

また、株式会社三重銀行との経営統合検討に関する基本合意に基づき、統合の相乗効果を発揮することにより、三重県、愛知県及び近接地域における経済活性化の実現に向けて地域との信頼関係を更に強化し、お客さまから愛され、お客さま、地域とともに成長する金融グループを目指し、平成29年9月の経営統合に関する最終合意、平成30年4月の持株会社設立に向けて準備を進めてまいります。

今後とも、役職員一同総力を結集して、ますます多様化・高度化するお客さまのニーズに的確に対応できるよう取組んでまいりますので、引き続き格別のご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預	金	17,532	17,819	17,884	17,970
	定期性預金	10,451	10,364	10,253	9,833
	その他	7,080	7,454	7,630	8,136
社	債	118	117	117	69
貸	出金	11,898	12,235	12,493	12,601
	個人向け	3,229	3,303	3,341	3,426
	中小企業向け	6,131	6,220	6,630	6,782
	その他	2,537	2,711	2,522	2,392
商	品有価証券	10	9	10	12
有	価証券	5,880	6,076	6,086	5,903
	国債	2,394	2,358	2,271	2,103
	その他	3,486	3,717	3,815	3,799
総	資産	19,058	19,516	20,119	20,094
内	国為替取扱高	63,210	58,342	59,658	57,970
外	国為替取扱高	百万ドル 512	百万ドル 471	百万ドル 387	百万ドル 377
経	常利益	百万円 6,205	百万円 6,894	百万円 5,926	百万円 5,344
当	期純利益	百万円 4,446	百万円 4,198	百万円 3,680	百万円 3,212
1	株当たり当期純利益	円銭 22.27	円銭 20.96	円銭 181.62	円銭 157.42

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出してしております。
 3. 平成28年10月1日付で普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、平成27年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出してしております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,400人	1,420人
平 均 年 齢	39年 3月	39年 9月
平 均 勤 続 年 数	16年 6月	17年 0月
平 均 給 与 月 額	409千円	420千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇用および嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月中の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
三 重 県 内	64店 <small>うち出張所 (3)</small>	64店 <small>うち出張所 (3)</small>
愛 知 県 内	18 (一)	18 (一)
岐 阜 県 内	2 (一)	2 (一)
大 阪 府 内	6 (一)	6 (一)
奈 良 県 内	2 (一)	2 (一)
和 歌 山 県 内	5 (一)	5 (一)
東 京 都 内	1 (一)	1 (一)
合 計	98店 (3)	98店 (3)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を124か所（前年度末126か所）設置しております。

- 当年度新設営業所
該当ございません。

当年度において次の店舗外現金自動設備を新設・廃止致しました。

- 店舗外現金自動設備の新設（次の1か所）
 大矢知支店 マックスバリュ山城店出張所 三重県四日市市
- 店舗外現金自動設備の廃止（次の3か所）
 名張支店 パークシティなばり出張所 三重県名張市
 大矢知支店 山城出張所 三重県四日市市
 平田駅前支店 本田技研鈴鹿第三出張所 三重県鈴鹿市

- ハ 銀行代理業者の一覧
該当ございません。

- ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	774
---------	-----

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
津駅西支店の建替	138
ソフトウェアの取得	325

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ございません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資 本 金	当行が有する 子会社等の 議決権比率
三銀ビジネスサービス株式会社	松阪市中央町 527番地の1	現金整理業務	昭和55年 7月24日	30百万円	100%
三銀コンピューターサービス株式会社	松阪市中央町 520番地の1	コンピューターによる 計算受託業務	平成4年 1月10日	20百万円	100%
三銀不動産調査株式会社	松阪市長月町 88番地の21	担保不動産評価業務	平成4年 2月14日	20百万円	100%
三重総合信用株式会社	松阪市中央町 303番地の1	信用保証業務	昭和49年 4月1日	40百万円	5%
第三カードサービス株式会社	松阪市中央町 303番地の1	クレジットカード業務	昭和63年 4月1日	60百万円	5%
三重リース株式会社	松阪市宮町 172番地の8	総合リース業務	昭和50年 6月28日	80百万円	5%

○ 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫265金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合133組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連721（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. セブン銀行、イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. みずほ銀行、イオン銀行、大垣共立銀行、三重銀行、百五銀行、愛知銀行、中京銀行、三重県内5信用金庫および三重県下JAバンクと、現金自動設備の相互利用提携において、現金自動引出しに伴う他行利用手数料を相互に無料とするサービスを行っております。
7. イオン銀行、大垣共立銀行および三重銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の場合

(平成28年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職
谷 川 憲 三	取締役会長（代表取締役）	松阪商工会議所 会頭
岩 間 弘	取締役頭取（代表取締役）兼執行役員 秘書室担当	
井 口 篤	常務取締役兼執行役員 総合企画部、リスク統括部、コンプライアンス統括部、証券国際部、 人事総務部担当	
藤 田 隆 弘	常務取締役兼執行役員、融資本部長 融資本部、事務統括部担当	
浅 野 章	常務取締役兼執行役員、営業本部長 営業本部、経済研究所担当	
北 村 晶	取締役兼執行役員 営業本部地区営業部長兼本店営業部長	
坂 本 康 隆	取締役 監査部長	
川 村 和 弘	取締役兼執行役員 融資本部副本部長兼企業支援部長	
山 川 憲 一	取締役兼執行役員 営業本部副本部長	
濱 岡 正 己	取締役（常勤監査等委員）	
梶 本 力	取締役（監査等委員）	
土 橋 伸 好	取締役（監査等委員）	
中 川 昇	取締役（監査等委員）	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）濱岡正己氏、土橋伸好氏および中川昇氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 社外取締役である濱岡正己氏、土橋伸好氏および中川昇氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために取締役（監査等委員）濱岡正己氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（常勤監査等委員）濱岡正己氏は、日本銀行出身者として豊富な経験と財務・会計に関する適切な知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等（うち報酬以外）
取 締 役 (監査等委員を除く)	10名	183 (41)
取 締 役 (監査等委員)	4名	30
計	14名	213 (41)

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、平成27年6月24日開催の第106期定時株主総会において、確定金額報酬年額200百万円以内、当期純利益〔単体〕の0.9%を総支給額とする業績連動型報酬上限額60百万円（ただし、当期純利益〔単体〕が1,500百万円未満の場合、支給額は0円とする。）、株式報酬型ストック・オプション年額40百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員である取締役）の報酬等の額は、平成27年6月24日開催の第106期定時株主総会において、確定金額報酬年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 上記には、平成28年6月24日開催の第107期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおりません。
5. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人としての報酬等47百万円（うち賞与9百万円）は含んでおりません。
6. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る業績連動型報酬11百万円（取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名 11百万円）、株式報酬型ストック・オプション30百万円（取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名 30百万円）を含めております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
土橋 伸好	当行は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。
中川 昇	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

該当ございません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び 監査等委員会への出席状況	取締役会及び監査等委員会における発言 その他の活動状況
濱岡 正己 (監査等委員)	5年9ヶ月	取締役会 17回中17回 監査等委員会14回中14回	日本銀行出身者として、豊富な金融実務経験と幅広い知見を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための監査及び助言・提言を行っております。
土橋 伸好 (監査等委員)	4年9ヶ月	取締役会 17回中17回 監査等委員会14回中14回	三重県行政における豊富な経験と幅広い知見を活かして、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための監査及び助言・提言を行っております。
中川 昇 (監査等委員)	2年9ヶ月	取締役会 17回中17回 監査等委員会14回中14回	松阪市行政における豊富な経験と幅広い知見を活かして、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための監査及び助言・提言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3名	26	—

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	
	普通株式	70,000千株
	A種優先株式	70,000千株
(2) 当年度末株主数	発行済株式の総数	
	普通株式	18,435千株
	A種優先株式	6,000千株

(注) 平成28年6月24日開催の第107期定時株主総会決議、普通株主及びA種優先株主に係る各種類株主総会決議により、平成28年10月1日付で普通株式及びA種優先株式の単元株式数を、いずれも1,000株から100株に変更する定款変更を行いました。これにより、普通株式及びA種優先株式の単元株式数を10株につき1株の割合で株式併合を実施し、普通株式及びA種優先株式の発行可能株式総数は、いずれも630,000千株減少し、70,000千株となっております。また発行済株式数につきましては、普通株式は165,922千株減少し18,435千株となり、A種優先株式は54,000千株減少し6,000千株となっております。

(2) 当年度末株主数	普通株式	9,314名
	A種優先株式	1名

(3) 大 株 主
イ 普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,149千株	11.84%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,103	6.07
第三銀行職員持株会	771	4.24
株式会社みずほ銀行	636	3.50
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	499	2.75
東京海上日動火災保険株式会社	375	2.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	307	1.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	268	1.47
日本生命保険相互会社	260	1.43
明治安田生命保険相互会社	249	1.37

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は自己株式(285千株)を控除して計算しております。

□ A種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	6,000千株	100.00%

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権の名称 株式会社第三銀行 第1回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成24年8月8日 ③新株予約権の数 1,202個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 12,020株 ⑤新株予約権の行使期間 平成24年8月9日から平成54年8月8日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。 	5名
	<ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権の名称 株式会社第三銀行 第2回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成25年8月8日 ③新株予約権の数 1,455個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 14,550株 ⑤新株予約権の行使期間 平成25年8月9日から平成55年8月8日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。 	7名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)	①新株予約権の名称 株式会社第三銀行 第3回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成26年8月8日 ③新株予約権の数 1,347個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 13,470株 ⑤新株予約権の行使期間 平成26年8月9日から平成56年8月8日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	9名
	①新株予約権の名称 株式会社第三銀行 第4回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成27年8月10日 ③新株予約権の数 1,345個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 13,450株 ⑤新株予約権の行使期間 平成27年8月11日から平成57年8月10日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	9名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権の名称 株式会社第三銀行 第5回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成28年8月8日 ③新株予約権の数 1,757個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 17,570株 ⑤新株予約権の行使期間 平成28年8月9日から平成58年8月8日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。 	9名
社外取締役 (監査等委員であるものを除く。)	—	—
監査等委員 である取締役	—	—

(注) 平成28年10月1日付で普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使用人 (執行役員)	①新株予約権の名称 株式会社第三銀行 第5回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成28年8月8日 ③新株予約権の数 496個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 4,960株 ⑤新株予約権の行使期間 平成28年8月9日から平成58年8月8日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	8名
子会社及び 子法人等の会社 役員及び使用人	—	—

(注) 平成28年10月1日付で普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成26年1月29日に発行した120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の事業年度末日における新株予約権の状況は次のとおりであります。

株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）	
取締役会決議の日	平成26年1月14日
新株予約権付社債の残高	6,989百万円
新株予約権の数	6,989個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注）	3,392,718株
新株予約権の行使期間	平成26年3月3日から平成31年4月25日まで
新株予約権の発行価額	無償

(注) 平成28年10月1日付で普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株につき1株の割合で株式併合を実施したことに伴い、転換価額及び新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。社債の残高につきましては、調整後の転換価額（2,060円）で除して得られた最大整数で表示しております。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 大村 真敏 指定有限責任社員 石川 琢也 指定有限責任社員 伊藤 智章	50	<ul style="list-style-type: none">・ 当行監査等委員会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況及び報酬見積額の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適切な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。・ 会計監査人が過去2年間に業務停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項 新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日付で金融庁より、契約の新規の締結に関する業務について、平成28年1月1日から平成28年3月31日まで3カ月間の業務停止処分を受けております。

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、上記当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当行及び子会社等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、53百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断した場合には、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等に留意し、毎期検討いたします。

当行監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人の変更が必要であると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ございません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの基本方針」を取締役会の決議により定め、業務の適正を確保する体制を整備しております。

なお、平成29年4月7日開催の取締役会において、下記の通り決議しております。

(1) 当行の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス態勢の基本方針として、取締役会で「経営理念」、「行動指針」、「企業倫理」を定めるとともに、報告体制等のコンプライアンス関連規定及び具体的な法令等の解説を明記した「コンプライアンス・マニュアル」を取締役及び使用人全員に配布し、コンプライアンス意識の向上を図る。
- ② 取締役は、「取締役コンプライアンス規程」に基づき、自らがコンプライアンスに誠実かつ率先垂範して取り組む。
- ③ 取締役会は、コンプライアンス改善のための具体的計画及びコンプライアンス研修計画を定めた「コンプライアンス・プログラム」を1年ごとに策定するとともに、その実施状況のモニタリングを行う。
- ④ コンプライアンス態勢の協議機関としてコンプライアンス委員会を設置し、法令等の厳格な遵守の実践状況を検証し、当行の社会的な責任と公共的使命にかんがみ長期間にわたり、清廉で透明性の高い経営を確保する。
- ⑤ コンプライアンスに関する統括部署をコンプライアンス統括部と定めるとともに、各部、室及び営業店にコンプライアンス責任者とコンプライアンス担当者を置く。コンプライアンス統括部は、コンプライアンスに関する情報を一元的に管理し、コンプライアンス体制の整備及び維持・改善を図る。
- ⑥ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、コンプライアンス統括部を直接の情報受領者とする社内通報制度（コンプライアンスホットライン）を整備する。
- ⑦ 内部監査部門として監査部を設置する。監査部は取締役会で策定した「内部監査規程」に基づき、執行部門から独立した内部監査部門として、当行の業務全般に亘り内部管理態勢等が適切に構築され、有効に機能し経営全般の健全性が確保されているかどうかを検証し、取締役会及び監査等委員会に報告するとともに改善方法の提言等を行う。
- ⑧ 反社会的勢力に対しては、「企業倫理」に断固として対決する方針を定めるとともに、「反社会的勢力への対応規程」及び「反社会的勢力との取引に関する要領」を定める。また、統括部署をコンプライアンス統括部と定め、反社会的勢力に関する事項を一元的に統括・管理するとともに、営業店、本部及び外部専門機関との連携を強化し、反社会的勢力との関係を遮断する。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録など取締役の執行に係る情報については、「文書規程」に基づき、取締役が常時閲覧できるよう適切に保存及び管理を行う。
- ② 情報の管理については「セキュリティポリシー」を制定し重要情報の管理に関する安全対策の基本方針を定めるとともに、個人情報の管理について「個人情報等管理規程」のほか、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を定め、情報資産を適切に管理・保護する。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク・マネジメント・トータルプラン」に、各種リスクの管理についての基本方針、管理規程及び管理担当部署を定め、これらのリスクの総合的管理を行うための部署としてリスク統括部を設置し、適切に管理する。
- ② リスク統括部は、各リスク管理担当部署からの報告を取りまとめるとともに、問題点及び課題を抽出し、リスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は各リスクの現状を把握し、その対応策を総合的に協議したうえで決定する。
- ③ 監査部は、半期ごとに被監査部門等におけるリスクの種類、程度に配慮した監査方針、重点項目等を定めた内部監査計画を立案し、監査等委員会に報告したうえで取締役会の承認を得る。
- ④ 災害等の不測の事態が発生した場合に備えて、「非常事態対策規程」及び「事業継続計画」等を策定し、これに基づき定期的な訓練を行う。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため「取締役会規程」を定め、これに基づき取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役会で決議された基本方針に基づき、具体的執行方針を定め、また業務執行に関する重要事項を決定するため、本店に常勤する常務取締役以上の取締役全員で常務会を組織する。
- ③ 「行務分掌規程」及び「職務権限規程」を定めるとともに、重要な課題に対してはリスク管理委員会、コンプライアンス委員会などの組織横断的な各種委員会を設置し、業務の効率性の確保に努める。
- ④ 取締役会は、必要に応じて業務執行の責任者として執行役員を選任する。
執行役員は「執行役員規程」に基づき、誠実にその職務を執行する。

(5) 当行並びに連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 連結子会社各社は、取締役会と監査役を置き、連結子会社における業務の適正を確保する。
- ② 連結子会社各社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」を定め、これに基づき取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ③ 連結子会社各社は、当行のコンプライアンス・マニュアルに準じ、それぞれコンプライアンスに関する基本方針を定め、適正に業務を執行する。
- ④ 総合企画部内に関連事業課を設置し、連結子会社の業務状況の管理及び当行各部との調整等を行う。特に重要な経営上の事案については、「関連会社管理規程」に基づき、各社から報告を受けることによって、連結子会社各社を適切に指導・管理する。
- ⑤ 監査部は「内部監査規程」に基づき連結子会社の監査を実施し、経営全般の健全性が確保されていることを検証するとともに、当行の取締役会及び監査等委員会にその結果を報告する。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制の適正な整備及び運用を図り、企業集団における財務報告の信頼性を確保する。
- ⑦ 連結子会社各社は、災害等の不測の事態が発生した場合に備えて、「非常事態対策規程」及び「事業継続計画」等を策定し、これに基づき定期的な訓練を行う。

(6) 当行の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会との協議に基づき監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「監査等委員会補助者」という。）として、当行の使用人から監査等委員会補助者を任命する。
- ② 監査等委員会補助者の任命及び異動、人事考課については、監査等委員会の同意を得る。また、監査等委員会補助者は業務の執行にかかる職務を兼務しない。
- ③ 監査等委員会補助者は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従う。

(7) 当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに連結子会社の役職員が当行の監査等委員会に報告するための体制その他の当行の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は法令等に基づき、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
- ② 連結子会社各社の役職員は、連結子会社各社に著しい損害を及ぼす事実を発見した場合は、総合企画部関連事業課を通じて、直ちに監査等委員会に報告する。
- ③ 監査等委員は取締役会のほか常務会、リスク管理委員会などの重要な会議に出席し、重要な決定及び業務の執行状況を把握するとともに、必要に応じて意見を述べることができる。
- ④ 監査等委員会は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに連結子会社各社の役職員に、業務執行に関する事項について報告を求めることができる。

⑤ 当行並びに連結子会社の取締役（執行役員を含む）による法令や定款、規程等違反による不祥事について、社外取締役である監査等委員を直接の情報受領者とする社内通報制度（社外取締役ホットライン）を整備する。

(8) 当行の監査等委員会へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当行及び連結子会社は、監査等委員会へ報告を行った役職員に対して、報告を行ったことを理由として、不利になる取扱いは行わない。

(9) 当行の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

① 当行は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎期、必要額の予算を設ける。

② 監査等委員がその職務の執行について、当行に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において検討のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員会の監査に関する事項は、監査等委員会で策定する「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」に定める。監査等委員が、重要な会議に出席できることを各種の規程等に明記する。

② 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、銀行が対処すべき課題、監査等委員会の監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、監査等委員会が、内部監査部門や会計監査人と定期的な会合を持ち、適宜報告を受けるなど連携した監査を実施する体制を確保する。

(業務の適正を確保する体制の運用状況)

当行では、内部統制システムの基本方針に基づき、所管部署において定例的に点検を行い、その結果を取締役に報告することにより、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 職務執行の適正及び効率性の向上に関する取組状況

- ① 当行は取締役会の決議により重要な業務の執行の一部を常務会に委任し、効率的な意思決定を行っています。
- ② 当事業年度は取締役会を17回開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行っています。
- ③ 取締役候補者の選定及び取締役の報酬等に関する取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保しています。
- ④ 内部監査については、取締役会で決議された内部監査計画書に基づき、監査部が本部、営業店及び連結子会社の業務全般を対象として内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会に監査結果を報告しています。

(2) リスク管理体制

- ① 当行は、各種リスクの把握、回避、軽減、迅速な対応をすべく、銀行全体のリスクを管理・統括することを目的として制定した「リスク・マネージメント・トータルプラン」に基づき、リスク管理委員会において半期毎にリスク管理方針を定めています。
- ② 当事業年度は、リスク管理委員会を12回開催し、リスクの洗い出し、分析、対応策の立案及び対応状況の進捗管理を行い、その状況については、毎月取締役会に報告し協議を行うなどリスク管理の強化に取組みました。

(3) コンプライアンス体制

- ① 期初の取締役会で定めた「コンプライアンス・プログラム」について、コンプライアンス委員会においてその進捗状況を四半期毎にモニタリングするとともに、課題の把握と対応策を立案・実施し、その状況について四半期毎に取締役会に報告しました。また、コンプライアンス委員会において、四半期毎に反社会的勢力等との取引の未然防止や関係遮断などについて報告・協議を行いました。
- ② 役職員へのコンプライアンスに係る教育・啓蒙を目的として、適宜研修等を実施しました。
- ③ コンプライアンス・マニュアルに基づく「コンプライアンスホットライン制度」に加え、監査等委員会監査基準に基づく「社外取締役ホットライン制度」を整備することにより、法令違反の防止、早期発見を促し、コンプライアンス体制の機能を補完しています。

(4) 連結子会社における業務の適正の確保に対する取組状況

- ① 連結子会社の経営管理につきましては、「関連会社管理規程」に基づき、総合企画部にて経営状況の月例報告を受けるなど、連結子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、連結子会社から重要な経営上の事案については、事前報告または申請を受け、助言、承認を行うことで、連結子会社における業務の適正を確保しています。

- ② 当行の監査等委員会及び監査部は、連結子会社に対する監査を実施するとともに、情報交換を通じて連携を図り、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しています。

(5) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

- ① 当事業年度は、監査等委員会を14回開催し、業務執行の適法性・適正性等に関して幅広く意見交換、審議、検証するとともに、厳正な監督を行いました。
- ② 監査等委員会は、代表取締役全員との会合を3回、監査部からの内部監査結果の報告を毎月、会計監査人との会合を13回実施したほか、監査等委員である取締役全員が取締役会（17回）に全て出席しました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11. 会計参与に関する事項

該当ございません。

12. その他

該当ございません。

第108期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	31,879
資金運用収益	23,379
貸出金利息	17,036
有価証券利息配当金	6,276
コールローン利息	0
預け金利息	39
その他の受入利息	26
役員取引等収益	6,202
受入為替手数料	1,186
その他の役員収益	5,016
その他の業務収益	241
国債等債券売却益	170
金融派生商品収益	70
その他の経常収益	2,055
償却債権取立益	1
株式等売却益	1,676
金銭の信託運用益	1
その他の経常収益	376
経常費用	26,535
資金調達費用	1,496
預金利息	1,418
債券貸借取引支払利息	2
借入金利息	48
社債利息	27
その他の支払利息	0
役員取引等費用	2,270
支払為替手数料	235
その他の役員費用	2,034

(単位：百万円)

科 目	金 額	
そ の 他 業 務 費 用	68	
外 国 為 替 売 買 損	49	
商 品 有 価 証 券 売 買 損	13	
国 債 等 債 券 売 却 損	5	
営 業 経 費	20,788	
そ の 他 経 常 費 用	1,911	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,285	
貸 出 金 償 却	1	
株 式 等 売 却 損	238	
そ の 他 の 経 常 費 用	386	
経 常 利 益		5,344
特 別 利 益		93
固 定 資 産 処 分 益	93	
特 別 損 失		212
固 定 資 産 処 分 損 失	14	
減 損	198	
税 引 前 当 期 純 利 益		5,224
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	495	
法 人 税 等 調 整 額	1,516	
法 人 税 等 合 計		2,011
当 期 純 利 益		3,212

第108期（平成28年4月1日から）株主資本等変動計算書 （平成29年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式			株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	37,461	15,000	17,711	32,711	1,588	13,196	14,784	△1,046	83,910		
当期変動額											
剰余金の配当						△1,292	△1,292		△1,292		
当期純利益						3,212	3,212		3,212		
利益準備金の積立					258	△258	—		—		
自己株式の取得								△4	△4		
自己株式の処分			△15	△15				27	12		
土地再評価差額金の取崩						45	45		45		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	—	—	△15	△15	258	1,707	1,965	22	1,972		
当期末残高	37,461	15,000	17,695	32,695	1,847	14,903	16,750	△1,023	85,883		

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	21,181	3,861	25,042	106	109,059
当期変動額					
剰余金の配当					△1,292
当期純利益					3,212
利益準備金の積立					—
自己株式の取得					△4
自己株式の処分					12
土地再評価差額金の取崩					45
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△2,392	△45	△2,438	26	△2,412
当期変動額合計	△2,392	△45	△2,438	26	△439
当期末残高	18,788	3,815	22,604	132	108,620

第108期末 (平成29年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	127,643	預 金	1,790,710
商品有価証券	1,203	借 用 金	85,963
金銭の信託	2,264	外 国 為 替	9
有 価 証 券	590,737	新株予約権付社債	6,989
貸 出 金	1,257,009	そ の 他 負 債	15,134
外 国 為 替	2,459	賞 与 引 当 金	706
そ の 他 資 産	20,614	役 員 賞 与 引 当 金	8
有形固定資産	24,439	退職給付に係る負債	2,326
建物	5,187	役員退職慰労引当金	24
土地	17,578	睡眠預金払戻損失引当金	299
リース資産	2	偶発損失引当金	433
建設仮勘定	1	繰延税金負債	2,184
その他の有形固定資産	1,669	再評価に係る繰延税金負債	2,724
無形固定資産	3,406	支 払 承 諾	2,056
ソフトウェア	3,325	負債の部合計	1,909,570
リース資産	0	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	80	資 本 金	37,461
繰延税金資産	95	資 本 剰 余 金	32,665
支払承諾見返	2,056	利 益 剰 余 金	17,063
貸倒引当金	△9,912	自 己 株 式	△1,023
		(株主資本合計)	86,166
		その他の有価証券評価差額金	18,796
		土地再評価差額金	3,815
		退職給付に係る調整累計額	△900
		(その他の包括利益累計額合計)	21,711
		新株予約権	132
		非支配株主持分	4,437
		純資産の部合計	112,447
資産の部合計	2,022,017	負債及び純資産の部合計	2,022,017

第108期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益	23,402	37,563
貸出証券利息及び買入手形利息	17,048	
貸有コールローンの利息	6,287	
預金の利息	0	
その他の利息	39	
役所の取他の引業等業務常収	26	
償却の他の債権の取立	6,805	
そのの他の債権の取立	241	
償却の他の債権の取立	7,114	
そのの他の債権の取立	2	
償却の他の債権の取立	7,111	
経常費用	1,577	31,674
預借社その他の業務の倒引他の	1,416	
債借社その他の業務の倒引他の	2	
借借社その他の業務の倒引他の	125	
社借社その他の業務の倒引他の	27	
そのの他の業務の倒引他の	5	
役所の取他の引業等業務常収	2,299	
そのの他の業務の倒引他の	68	
償却の他の債権の取立	21,080	
そのの他の業務の倒引他の	6,649	
償却の他の債権の取立	1,438	
そのの他の業務の倒引他の	5,210	
経常利益	5,889	5,889
固定資産の減損	93	93
固定資産の減損	21	220
減損	198	
税金等調整前当期純利益	663	5,762
法人税、住民税及び個人税等	1,561	
法人税等		2,225
当期純利益		3,536
非支配株主に帰属する当期純利益		243
親会社株主に帰属する当期純利益		3,293

第108期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	37,461	32,681	15,016	△1,046	84,112
当期変動額					
剰余金の配当			△1,292		△1,292
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,293		3,293
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		△15		27	12
土地再評価差額金の取崩			45		45
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△15	2,046	22	2,053
当期末残高	37,461	32,665	17,063	△1,023	86,166

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	21,185	3,861	△929	24,116	106	4,156	112,492
当期変動額							
剰余金の配当							△1,292
親会社株主に帰属する 当期純利益							3,293
自己株式の取得							△4
自己株式の処分							12
土地再評価差額金の取崩							45
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,388	△45	29	△2,405	26	280	△2,098
当期変動額合計	△2,388	△45	29	△2,405	26	280	△44
当期末残高	18,796	3,815	△900	21,711	132	4,437	112,447

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 第三銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 村 真 敏 ㊟
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 川 琢 也 ㊟
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 智 章 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社第三銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 第三銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真 敏 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川 琢 也 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 智 章 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社第三銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社第三銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第108期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他の内部統制所管部署と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る（1）事業報告及びその附属明細書、（2）計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに（3）連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議と運用の状況の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社第三銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 濱 岡 正 己 ㊟

監査等委員 梶 本 力 ㊟

監査等委員 土 橋 伸 好 ㊟

監査等委員 中 川 昇 ㊟

(注) 監査等委員濱岡正己、土橋伸好及び中川昇は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株式会社第三銀行
120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)
社債要項

株式会社第三銀行(以下「当行」という。)が平成26年1月14日に開催した取締役会の決議に基づいて発行する株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の要項は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 社債総額 | 金70億円 |
| 2. 各社債の金額 | 金100万円 |
| 3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 | 本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、振替機関(第25項に定める。以下同じ。)の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。 |
| 4. 新株予約権又は社債の譲渡 | 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。 |
| 5. 社債の利率 | 本社債には利息を付さない。 |
| 6. 社債の払込金額(発行価額) | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 7. 社債の発行価格 | 各社債の金額100円につき金102.5円 |
| 8. 社債の償還金額 | 各社債の金額100円につき金100円
ただし、繰上償還する場合は第11項第(2)号乃至第(4)号に定める金額による。 |
| 9. 担保・保証の有無 | 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。 |

10. 社債管理者

- (1) 社債管理者の名称
株式会社みずほ銀行
- (2) 債権者の異議手続における社債管理者の権限
会社法第740条第2項本文の定めにかかわらず、社債管理者は、同条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに本社債権者のために異議を述べることは行わない。
- (3) 社債管理者の辞任
 - ① 社債管理者は、以下に定める場合その他正当な事由がある場合は、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。
 - (イ) 社債管理者と本社債権者との間で利益が相反する又は利益が相反するおそれがある場合。
 - (ロ) 社債管理者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合。
 - ② 本号①の場合には、当行並びに社債管理者及び社債管理者の事務を承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる手続を行わなければならない。

11. 社債の償還の方法及び期限

- (1) 本社債の元金は、平成31年4月30日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては本項第(2)号乃至第(4)号に、買入消却に関しては本項第(6)号に定めるところによる。
- (2) 組織再編行為による繰上償還
 - ① 組織再編行為（本号⑤に定義する。）が当行の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は取締役会）で承認された場合において、当行が、かかる承認の日（以下「組織再編行為承認日」という。）までに、社債管理者に対し、承継会社等（本号⑥に定義する。以下同じ。）が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当行としては予定していない旨を記載し、当行の代表取締役が署名した証明書を交付した場合には、当行は、償還日（当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から30日以内に到来する場合には、下記に定める公告を行った日から30日目以降の日とする。）の30日前までに必要事項を公告した上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②乃至④に従って決定される償還金額（以下「組織再編行為償還金額」という。）で繰上償還する。

- ② 組織再編行為償還金額は、参照パリティ（本号③に定義する。）及び償還日に応じて下記の表（本社債の各社債の金額に対する割合（百分率）として表示する。）に従って決定される。

組織再編行為償還金額（％）

償還日	参照パリティ					
	80	90	100	110	120	130
平成26年1月29日	98.25	102.03	107.00	113.25	120.89	130.00
平成27年1月29日	98.90	102.49	107.30	113.44	120.98	130.00
平成28年1月29日	99.46	102.81	107.42	113.37	120.78	130.00
平成29年1月29日	99.82	102.89	107.33	113.23	120.70	130.00
平成30年1月29日	99.87	102.44	106.65	112.66	120.45	130.00
平成31年1月29日	99.70	100.53	103.81	110.57	120.00	130.00
平成31年4月26日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00

- ③ 「参照パリティ」は、(イ) 当該組織再編行為に関して当行普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当行普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（第13項第(6)号②に定義する。以下同じ。）で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ) 上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当行の取締役会において当該組織再編行為の条件（当該組織再編行為に関して支払われ又は交付される対価を含む。）が決議された日（決議の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。以下本項において同じ。）の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第13項第(7)号、第(8)号若しくは第(10)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当行普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。本③及び本項第(3)号②において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当行普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。
- ④ 参照パリティ又は償還日が本号②の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。
- (イ) 参照パリティが本号②の表の第1行目に記載された2つの値の間の場合、又は償還日が本号②の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する本号②の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値

により算出した数値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。

(ロ) 参照パリティが本号②の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

(ハ) 参照パリティが本号②の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

ただし、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の130%を上限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が130%を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の130%とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の100%を下限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が100%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の100%とする。

⑤ 「組織再編行為」とは、当行が消滅会社となる合併、吸収分割又は新設分割（承継会社等が、本社債に基づく当行の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当行が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当行の義務が他の株式会社を引き受けられることとなるものを総称していう。

⑥ 「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(ヘ)に定める株式会社を総称していう。

(イ) 合併（合併により当行が消滅する場合に限る。） 吸収合併存続株式会社又は新設合併設立株式会社

(ロ) 吸収分割 吸収分割承継株式会社

(ハ) 新設分割 新設分割設立株式会社

(ニ) 株式交換 株式交換完全親株式会社

(ホ) 株式移転 株式移転設立完全親株式会社

(ヘ) 上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当行の義務を引き受ける株式会社

⑦ 当行は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取り消すことはできない。

(3) 上場廃止等による繰上償還

① (イ) 当行以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当行普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当行普通株式の公開買付けがなされ、(ロ) 当行が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ) 当該公開買付けによる当行普通株式の取得の結果、当行普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当行又は公開買付者が公表又は認容し（ただし、当行又は公開買付者が、当該公開買付け後も当行が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ(二) 公開買付者が当該公開買付けにより当行普通株式を取得した場合には、当行は、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。）から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのい

れかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号②に従って決定される償還金額(以下「上場廃止等償還金額」という。)で繰上償還する。

- ② 上場廃止等償還金額は、本項第(2)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な公開買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値の平均値を、公開買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第13項第(7)号、第(8)号若しくは第(10)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当行普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。
 - ③ 本号①にかかわらず、当行又は公開買付者が、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。ただし、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当行は、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。
 - ④ 本項第(2)号に定める繰上償還事由及び本号①又は③に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日の前に本号①又は③に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。
 - ⑤ 当行は、本号①又は③に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取り消すことはできない。
- (4) 120%コールオプション条項
- ① 当行は、株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値がある20連続取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において当行普通株式の普通取引が行われる日をいう。以下同じ。)にわたり、各取引日における当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額の120%以上であった場合、金融庁の承認を得た上で平成28年1月29日以降いつでも、当該20連続取引日の最終日から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。なお、当行が当行普通株式の株式分割又は当行普通株式に対する当行普通株式の無償割当て(以下本号において「株式分割等」という。)を行う場合、当該株式分割等の基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日又は効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。以下本号において同じ。)の2取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの3取引日についての本条項の適用にあつ

ては、第13項第(7)号②(ロ)の規定にかかわらず、当該各取引日の1か月前の応当日(応当日がない場合には当該各取引日の前月末日とする。)における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式数を控除した株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、第13項第(7)号①に定める新株発行等による転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。

- ② 本項第(2)号又は第(3)号①若しくは③に定める繰上償還事由及び本号①に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号又は第(3)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号又は第(3)号①若しくは③に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日又は当該公開買付けによる当行普通株式の取得日の前に本号①に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。
 - ③ 当行は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取り消すことはできない。
- (5) 償還すべき日(本項第(2)号乃至第(4)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、当該各号に従い公告された償還日を含む。)が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
- (6) 当行は、金融庁の事前承認を得た上で、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日(第23項に定める。)の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本社債を消却する場合、本新株予約権については第13項第(5)号に従って行使できなくなることにより消滅する。
- (7) 本社債の償還については、本項のほか第12項に定める劣後特約に従うものとする。

12. 劣後特約

- (1) 本社債の償還は、当行につき破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の決定があり、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号③を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

② 会社更生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号③を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③ 民事再生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について再生手続開始の決定がなされた場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときは、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に遡って従前の効力に戻すものとする。

(停止条件)

当行について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号③を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④ 日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において本号①乃至③に準じて行われる場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、その手続において本号①乃至③に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当行に対し、本社債に基づく債権及び本項第(1)号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本項第(1)号③を除き本項第(1)号と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く債権を有する全ての者をいう。

- (3) 劣後特約に反する支払の禁止
本社債に基づく元金の支払請求権の効力が、本項第(1)号①乃至④に従って発生していないにもかかわらず、その元金の全部又は一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元金を直ちに当行に返還する。
- (4) 相殺禁止
当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときを除く。)、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、本項第(1)号①乃至④にそれぞれ規定されている条件が成就されない限りは、本社債に基づく元金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- (5) 本項第(1)号の規定により、当行について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債の元金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

13. 本新株予約権に関する事項

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計7,000個の本新株予約権を発行する。
- (2) 各新株予約権の払込金額
本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、その行使請求により当行が交付する当行普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権付社債の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、平成26年3月3日から平成31年4月25日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当行に対して本項第(3)号に定める当行普通株式の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。
- ① 当行普通株式に係る株主確定日及びその前営業日(振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。)
 - ② 振替機関が必要であると認めた日
 - ③ 第11項第(2)号乃至第(4)号に定めるところにより平成31年4月25日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降
 - ④ 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当行が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間

本号により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

当行が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部については、行使することができない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

① 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

② 各本新株予約権の行使により交付する当行普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、本項第(14)号において、「転換価額」は、承継新株予約権（本項第(14)号①に定義する。）の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初、206円とする。ただし、転換価額は本項第(7)号乃至第(10)号に定めるところにより調整されることがある。

(7) ① 当行は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当行普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

② 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 時価（本項第(9)号③に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当行普通株式を引き受ける者を募集する場合。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。以下本項において同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 当行普通株式の株式分割又は当行普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株式の無償割当てについて、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 時価を下回る価額をもって当行普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は時価を下回る価額をもって当行普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行する場合。

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項又は新株予約権の全てが当初の条件で行使又は適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (二) 上記（イ）乃至（ハ）にかかわらず、当行普通株式の株主に対して当行普通株式又は取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当行の株主総会、取締役会その他の機関により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当行普通株式を交付する。この場合、株式の交付については本項第（18）号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (8) ① この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
 当行は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{時価} - \text{1株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

転換価額 転換価額

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ② 「特別配当」とは、下記のいずれかの各事業年度内に到来する各基準日に係る当行普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が24,270円に当該事業年度に係る下記に定める比率（当行が当行の事業年度を変更した場合には合理的に修正されるものとする。）を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成26年3月31日に終了する事業年度	1.20
平成27年3月31日に終了する事業年度	1.44
平成28年3月31日に終了する事業年度	1.73
平成29年3月31日に終了する事業年度	2.07

平成30年3月31日に終了する事業年度	2.49
平成31年3月31日に終了する事業年度	2.99

- ③ 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(9) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

- ① 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。
- ② 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 転換価額調整式で使用する「時価」は、(イ) 新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(7)号②(二)の場合は当該基準日)、(ロ) 特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ④ 新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日又はかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日(応当日がない場合には当該日の前月末日とする。)における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(7)号又は第(10)号に基づき交付株式数とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の数を加えた数とする。また、当行普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当行の有する当行普通株式に割り当てられる当行普通株式の数を含まないものとする。

(10) 本項第(7)号乃至第(9)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併(合併により当行が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② 本号①のほか、当行の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 当行普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

- ⑤ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (11) 本項第(7)号乃至第(10)号により転換価額の調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要事項を公告する。ただし、本項第(7)号②(二)の場合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (12) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (13) 本新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。
- (14) 当行が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継
- ① 当行は、当行が組織再編行為を行う場合(ただし、承継会社等の普通株式が当行の株主に交付される場合に限る。)は、第11項第(2)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本号②に定める内容の承継会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され(承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。)、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- ② 承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。
- (イ) 承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 承継新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法
行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記(二)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (二) 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額
承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるも

のとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、本項第(7)号乃至第(10)号に準じた調整を行う。

- (ホ) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。
 - (ヘ) 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日（当行が本項第(4)号④に定める行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から本項第(4)号に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。
 - (ト) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (チ) その他の承継新株予約権の行使の条件
当行が承継社債を買入れ、承継社債を消却した場合には、当該承継社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。各承継新株予約権の一部については、行使することができない。
 - (リ) 承継新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。
- (15) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第24項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
 - (16) ① 行使請求しようとする本新株予約権者は、行使請求期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関（以下「直近上位機関」という。）を通じて、行使請求受付場所に行使請求に要する事項として当行の定める事項を通知しなければならない。
② 行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することができない。
 - (17) 行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使請求の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
 - (18) 当行は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
 - (19) 当行が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行及び社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

14. 財務上の特約

本新株予約権付社債には財務上の特約は付されていない。

15. 期限の利益喪失に関する特約

本新株予約権付社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていない。

16. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当行は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については取締役会決議後ただちに書面をもって社債管理者に通知する。当行が、会社法第441条第1項に定められた一定の日における臨時計算書類の作成を行う場合も同様とする。
- (2) 当行は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付資料の写しを当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内（第2四半期の場合のみ60日以内）に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当行が臨時報告書及び訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。ただし、当行が、金融商品取引法第27条の30の3に基づき有価証券報告書、四半期報告書又は臨時報告書及びそれらの訂正報告書（添付資料を含み、以下「報告書等」という。）の電子開示手続を行う場合は、これら報告書等を財務局長等に提出した旨の社債管理者への通知をもって社債管理者への報告書等及び前号に規定する書面の提出に代えることができる。

17. 社債管理者に対する通知

- (1) 当行は、本新株予約権付社債発行後、社債原簿及び新株予約権原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿及び新株予約権原簿にその旨の記載を行い、書面をもって社債管理者に通知する。
- (2) 当行は、次に掲げる場合には、あらかじめ書面により社債管理者へその旨を通知する。
 - ① 当行の事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与すること。
 - ② 当行の事業の全部又は重要な一部の管理を他に委託すること。
 - ③ 当行の事業の全部又は重要な部分を休止又は廃止すること。
 - ④ 当行の事業経営に重大な影響を及ぼすような資本金又は準備金の額の減少をすること。
 - ⑤ 組織変更、合併若しくは会社分割をすること又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社になること。
 - ⑥ 解散を行うこと。
 - ⑦ 第11項第(2)号又は第(3)号に係る事実を公表すること。

18. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の社債管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使した場合には、当行並びに当行の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自ら又は人を派遣して当行並びに当行の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等につき調査を行うことができる。

- (2) 前号の場合で、社債管理者が当行並びに当行の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当行は、社債権者の利益保護に必要なかつ合理的な範囲内でこれに協力する。

19. 繰上償還の場合の通知及び公告

- (1) 当行が、第11項第(2)号に定める繰上償還をする場合は、償還しようとする日の少なくとも60日前にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (2) 当行が、第11項第(3)号に定める繰上償還をする場合は、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日(第11項第(3)号③ただし書の場合は60日間の末日)から7日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (3) 当行が、第11項第(4)号に定める繰上償還をする場合は、第11項第(4)号に定める20連続取引日の最終日から7日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (4) 第11項第(2)号乃至第(4)号に定める繰上償還をする場合の公告は、第20項に定める方法によりこれを行う。

20. 公告の方法

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当行の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当行の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(重複するものがあるときは、これを省略することができる。)への掲載又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認めて公告する場合には、社債管理者の定款所定の方法によりこれを行う。

21. 社債要項及び社債管理委託契約証書の公示

当行及び社債管理者は、その本店に本新株予約権付社債の社債要項及び社債管理委託契約証書の謄本を備え置き、その営業時間中一般の閲覧に供する。

22. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、当行又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告するものとする。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当行が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本新株予約権付社債についての社債等振替法第222条第3項の規定による書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

23. 払込期日(新株予約権の割当日)

平成26年1月29日

24. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

- 25. 振替機関
株式会社証券保管振替機構
- 26. 償還金の支払
本社債に係る償還金は、社債等振替法及び振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。
- 27. 発行代理人及び支払代理人
株式会社みずほ銀行

以上

株式会社三十三フィナンシャルグループ
120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）
社債要項

株式会社三十三フィナンシャルグループ（以下「当会社」という。）が株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行（以下「第三銀行」という。）を株式移転完全子会社とし、当会社を株式移転設立完全親会社とする株式移転（以下「本株式移転」という。）に伴い、第三銀行が発行している株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下「第三銀行新株予約権付社債」という。）の社債要項第13項第（14）号に基づき、第三銀行新株予約権付社債を株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）として承継するにあたり、本新株予約権付社債に本要項を適用する。

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 社債総額 | 第三銀行新株予約権付社債の社債に係る債務当初金70億円のうち、本株式移転の効力が生じる直前において未償還の金額 |
| 2. 各社債の金額 | 金100万円 |
| 3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 | 本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第25項に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。 |
| 4. 新株予約権又は社債の譲渡 | 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。 |
| 5. 社債の利率 | 本社債には利息を付さない。 |
| 6. 社債の払込金額（発行価額） | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 7. 社債の発行価格 | 各社債の金額100円につき金102.5円 |
| 8. 社債の償還金額 | 各社債の金額100円につき金100円
ただし、繰上償還する場合は第11項第（2）号乃至第（4）号に定める金額による。 |

9. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

10. 社債管理者

(1) 社債管理者の名称

株式会社みずほ銀行

(2) 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めにかかわらず、社債管理者は、同条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに本社債権者のために異議を述べることは行わない。

(3) 社債管理者の辞任

① 社債管理者は、以下に定める場合その他正当な事由がある場合は、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

(イ) 社債管理者と本社債権者との間で利益が相反する又は利益が相反するおそれがある場合。

(ロ) 社債管理者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合。

② 本号①の場合には、当会社並びに社債管理者及び社債管理者の事務を承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる手続を行わなければならない。

11. 社債の償還の方法及び期限

(1) 本社債の元金は、平成31年4月30日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては本項第(2)号乃至第(4)号に、買入消却に関しては本項第(6)号に定めるところによる。

(2) 組織再編行為による繰上償還

① 組織再編行為(本号⑤に定義する。)が当会社の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は取締役会)で承認された場合において、当会社が、かかる承認の日(以下「組織再編行為承認日」という。)までに、社債管理者に対し、承継会社等(本号⑥に定義する。以下同じ。)が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当会社としては予定していない旨を記載し、当会社の代表取締役が署名した証明書を交付した場合には、当会社は、償還日(当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から30日以内に到来する場合には、下記に定める公告を行った日から30日目以降の日とする。)の30日前までに必要事項を公告した上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号②乃至④に従って決定される償還金額(以下「組織再編行為償還金額」という。)で繰上償還する。

- ② 組織再編行為償還金額は、参照パリティ（本号③に定義する。）及び償還日に応じて下記の表（本社債の各社債の金額に対する割合（百分率）として表示する。）に従って決定される。

組織再編行為償還金額（％）

償還日	参照パリティ					
	80	90	100	110	120	130
平成31年1月29日	99.70	100.53	103.81	110.57	120.00	130.00
平成31年4月26日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00

- ③ 「参照パリティ」は、(イ) 当該組織再編行為に関して当会社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当会社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時時点で有効な転換価額（第13項第(6)号②に定義する。以下同じ。）で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ) 上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当会社の取締役会において当該組織再編行為の条件（当該組織再編行為に関して支払われ又は交付される対価を含む。）が決議された日（決議の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。以下本項において同じ。）の平均値を、当該5連続取引日の最終日時時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第13項第(7)号、第(8)号若しくは第(10)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当会社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。本③及び本項第(3)号②において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当会社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。
- ④ 参照パリティ又は償還日が本号②の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。
- (イ) 参照パリティが本号②の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が本号②の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する本号②の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。
- (ロ) 参照パリティが本号②の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

(ハ) 参照パリティが本号②の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

ただし、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の130%を上限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が130%を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の130%とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の100%を下限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が100%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の100%とする。

⑤ 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、吸収分割又は新設分割（承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。

⑥ 「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(へ)に定める株式会社を総称していう。

(イ) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。） 吸収合併存続株式会社又は新設合併設立株式会社

(ロ) 吸収分割 吸収分割承継株式会社

(ハ) 新設分割 新設分割設立株式会社

(ニ) 株式交換 株式交換完全親株式会社

(ホ) 株式移転 株式移転設立完全親株式会社

(ヘ) 上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の義務を引き受ける株式会社

⑦ 当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取り消すことはできない。

(3) 上場廃止等による繰上償還

① (イ) 当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ) 当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ) 当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し（ただし、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ(二) 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。）から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②に従って決定される償還金額（以下「上場廃止等償還金額」という。）で繰上償還する。

- ② 上場廃止等償還金額は、本項第(2)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な公開買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値の平均値を、公開買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第13項第(7)号、第(8)号若しくは第(10)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当会社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。
- ③ 本号①にかかわらず、当会社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当会社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。ただし、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当会社は、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。
- ④ 本項第(2)号に定める繰上償還事由及び本号①又は③に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日の前に本号①又は③に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。
- ⑤ 当会社は、本号①又は③に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取り消すことはできない。
- (4) 120%コールオプション条項
- ① 当会社は、株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値がある20連続取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいう。以下同じ。)にわたり、各取引日における当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額の120%以上であった場合、金融庁の承認を得た上で平成30年4月2日以降いつでも、当該20連続取引日の最終日から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。なお、当会社が当会社普通株式の株式分割又は当会社普通株式に対する当会社普通株式の無償割当て(以下本号において「株式分割等」という。)を行う場合、当該株式分割等の基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日又は効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。以下本号において同じ。)の2取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの3取引日についての本条項の適用にあたっては、第13項第(7)号②(ロ)の規定にかかわらず、当該各取引日の1か月前の応当日(応当日がない場合には当該各取引日の前月末日とする。)における当会社の発行

済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、第13項第(7)号①に定める新株発行等による転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。

- ② 本項第(2)号又は第(3)号①若しくは③に定める繰上償還事由及び本号①に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号又は第(3)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号又は第(3)号①若しくは③に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日又は当該公開買付けによる当会社普通株式の取得日の前に本号①に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。
- ③ 当会社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取り消すことはできない。
- (5) 償還すべき日(本項第(2)号乃至第(4)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、当該各号に従い公告された償還日を含む。)が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
- (6) 当会社は、金融庁の事前承認を得た上で、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日(第23項に定める。)の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本社債を消却する場合、本新株予約権については第13項第(5)号に従って行使できなくなるにより消滅する。
- (7) 本社債の償還については、本項のほか第12項に定める劣後特約に従うものとする。

12. 劣後特約

- (1) 本社債の償還は、当会社につき破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の決定があり、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当会社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号③を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

② 会社更生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当会社について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当会社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号③を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③ 民事再生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当会社について再生手続開始の決定がなされた場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときは、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に遡って従前の効力に復するものとする。

(停止条件)

当会社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号③を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④ 日本法以外による倒産手続の場合

当会社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において本号①乃至③に準じて行われる場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、その手続において本号①乃至③に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付することが認められない場合には、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当会社に対し、本社債に基づく債権及び本項第(1)号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本項第(1)号③を除き本項第(1)号と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く債権を有する全ての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債に基づく元金の支払請求権の効力が、本項第(1)号①乃至④に従って発生していないにもかかわらず、その元金の全部又は一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元金を直ちに当会社に返還する。

(4) 相殺禁止

当会社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合（ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときを除く。）、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、本項第(1)号①乃至④にそれぞれ規定されている条件が成就されない限りは、本社債に基づく元金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本項第(1)号の規定により、当会社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債の元金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

13. 本新株予約権に関する事項

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、本株式移転の効力が生じる直前において残存する第三銀行新株予約権付社債に係る新株予約権と同一の数の本新株予約権を発行する。

(2) 各新株予約権の払込金額

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当会社普通株式とし、その行使請求により当会社が交付する当会社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、平成30年4月2日から平成31年4月25日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当会社に対して本項第(3)号に定める当会社普通株式の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

① 当会社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）

② 振替機関が必要であると認めた日

③ 第11項第(2)号乃至第(4)号に定めるところにより平成31年4月25日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降

④ 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当会社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間

本号により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。

- (5) その他の本新株予約権の行使の条件
 当社が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部については、行使することができない。
- (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
- ① 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
 - ② 各本新株予約権の行使により交付する当会社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、本項第(14)号において、「転換価額」は、承継新株予約権（本項第(14)号①に定義する。）の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初、2,060円を0.7で除した金額とする。ただし、転換価額は本項第(7)号乃至第(10)号に定めるところにより調整されることがある。
- (7) ① 当会社は、本号②に掲げる各事由により当会社普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- ② 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (イ) 時価（本項第(9)号③に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当会社普通株式を引き受ける者を募集する場合。
 調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。以下本項において同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。
 - (ロ) 当会社普通株式の株式分割又は当会社普通株式の無償割当てをする場合。
 調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社普通株式の無償割当てについて、当会社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。
 - (ハ) 時価を下回る価額をもって当会社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は時価を下回る価額をもって当会社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行する場合。

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項又は新株予約権の全てが当初の条件で行使又は適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (二) 上記（イ）乃至（ハ）にかかわらず、当会社普通株式の株主に対して当会社普通株式又は取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当会社の株主総会、取締役会その他の機関により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当会社普通株式を交付する。この場合、株式の交付については本項第(18)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (8) ① 当会社は、本号②に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後} \\ \text{転換価額} = \frac{\text{調整前} \\ \text{転換価額}}{\text{時価}} \times \frac{\text{時価} - \text{1株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ② 「特別配当」とは、(i) 平成30年3月31日に終了する事業年度内に到来する基準日に係る第三銀行の普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における第三銀行新株予約権付社債の各社債の金額（金100万円）あたりの第三銀行新株予約権付社債に係る新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が24,270円に2.49を乗じた金額を超える場合における当該超過額、又は(ii) 平成31年3月31日に終了する事業年度内に到来する基準日に係る当会社の普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における本社債の各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該

事業年度における累計額が24,270円に2.99（当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正されるものとする。）を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

- ③ 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(9) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

- ① 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。
- ② 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 転換価額調整式で使用する「時価」は、(イ) 新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(7)号②(二)の場合は当該基準日）、(ロ) 特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ④ 新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日又はかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該日の前月末日とする。）における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(7)号又は第(10)号に基づき交付株式数とみなされた当会社普通株式のうち未だ交付されていない当会社普通株式の数を加えた数とする。また、当会社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式の数を含まないものとする。

(10) 本項第(7)号乃至第(9)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② 本号①のほか、当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 当会社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

- ⑤ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (11) 本項第(7)号乃至第(10)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要事項を公告する。ただし、本項第(7)号②(二)の場合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (12) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (13) 本新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。
- (14) 当社が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継
- ① 当社は、当社が組織再編行為を行う場合(ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。)は、第11項第(2)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本号②に定める内容の承継会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され(承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。)、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- ② 承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。
- (イ) 承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 承継新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法
行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記(二)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (二) 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額
承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、本項第(7)号乃至第(10)号に準じた調整を行う。
- (ホ) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。
- (ヘ) 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日(当社が本項第(4)号④に定める行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から本項第(4)号に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。
- (ト) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (チ) その他の承継新株予約権の行使の条件
当社が承継社債を買入れ、承継社債を消却した場合には、当該承継社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。各承継新株予約権の一部については、行使することができない。
- (リ) 承継新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。
- (15) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第24項に定める行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。
- (16) ① 行使請求しようとする本新株予約権者は、行使請求期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関(以下「直近上位機関」という。)を通じて、行使請求受付場所に行使請求に要する事項として当社の定める事項を通知しなければならない。
② 行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することができない。
- (17) 行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使請求の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- (18) 当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(19) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社及び社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

14. 財務上の特約

本新株予約権付社債には財務上の特約は付されていない。

15. 期限の利益喪失に関する特約

本新株予約権付社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていない。

16. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については取締役会決議後ただちに書面をもって社債管理者に通知する。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日における臨時計算書類の作成を行う場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付資料の写しを当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内（第2四半期の場合のみ60日以内）に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当社が臨時報告書及び訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。ただし、当社が、金融商品取引法第27条の30の3に基づき有価証券報告書、四半期報告書又は臨時報告書及びそれらの訂正報告書（添付資料を含み、以下「報告書等」という。）の電子開示手続を行う場合は、これら報告書等を財務局長等に提出した旨の社債管理者への通知をもって社債管理者への報告書等及び前号に規定する書面の提出に代えることができる。

17. 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、社債原簿及び新株予約権原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿及び新株予約権原簿にその旨の記載を行い、書面をもって社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、次に掲げる場合には、あらかじめ書面により社債管理者へその旨を通知する。
 - ① 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与すること。
 - ② 当社の事業の全部又は重要な一部の管理を他に委託すること。
 - ③ 当社の事業の全部又は重要な部分を休止又は廃止すること。
 - ④ 当社の事業経営に重大な影響を及ぼすような資本金又は準備金の額の減少をすること。
 - ⑤ 組織変更、合併若しくは会社分割をすること又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社になること。
 - ⑥ 解散を行うこと。
 - ⑦ 第11項第(2)号又は第(3)号に係る事実を公表すること。

18. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の社債管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使した場合には、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自ら又は人を派遣して当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等につき調査を行うことができる。

(2) 前号の場合で、社債管理者が当会社並びに当会社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当会社は、社債権者の利益保護に必要かつ合理的な範囲内でこれに協力する。

19. 繰上償還の場合の通知及び公告

- (1) 当会社が、第11項第(2)号に定める繰上償還をする場合は、償還しようとする日の少なくとも60日前にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (2) 当会社が、第11項第(3)号に定める繰上償還をする場合は、当該公開買付けによる当会社普通株式の取得日(第11項第(3)号③ただし書の場合は60日間の末日)から7日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (3) 当会社が、第11項第(4)号に定める繰上償還をする場合は、第11項第(4)号に定める20連続取引日の最終日から7日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (4) 第11項第(2)号乃至第(4)号に定める繰上償還をする場合の公告は、第20項に定める方法によりこれを行う。

20. 公告の方法

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当会社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(重複するものがあるときは、これを省略することができる。)への掲載又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認めて公告する場合には、社債管理者の定款所定の方法によりこれを行う。

21. 社債要項及び社債管理委託契約証書の公示

当会社及び社債管理者は、その本店に本新株予約権付社債の社債要項及び社債管理委託契約証書の謄本を備え置き、その営業時間中一般の閲覧に供する。

22. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、当会社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告するものとする。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当会社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本新株予約権付社債についての社債等振替法第222条第3項の規定による書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当会社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

23. 払込期日(本新株予約権の割当日)

平成30年4月2日

24. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社

- 25. 振替機関
株式会社証券保管振替機構
- 26. 償還金の支払
本社債に係る償還金は、社債等振替法及び振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。
- 27. 発行代理人及び支払代理人
株式会社みずほ銀行

以上



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



環境に優しい「植物油インキ」
を使用しています。